

第4章 手 当



1. 重度心身障がい者手当

【対 象 者】 65歳未満までに、次のいずれかに該当し、かつ住民税が非課税の方

- ① 身体障害者手帳1級・2級の方
- ② 療育手帳(A)、A、Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ④ 重度・重度又は中度の知的障がいがあると判定された方
- ⑤ 20才未満で身体障害者手帳3級の方
- ⑥ 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に規定する超重症心身障害児の方

【対象とならない場合】

- ・住民税が課税されている方

1月分から7月分については前々年分、8月分から12月分については前年分の所得により確認

ただし、年度の途中でも住民税が非課税となった場合は、対象となりますので申請してください。

- ・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過的措置）を受給している場合。ただし、超重症心身障がい児は障がい児福祉手当と併給が可能です。
- ・65歳以上の方（65歳になる前から受給している方は除く）

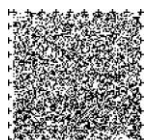
【手 当 金 額】 月額8,000円

【支 給 月】 3月・9月に6か月分まとめて口座へ振り込みます。

申請日の翌月分から手当が支給となります。（ただし、提出した日が月の初日であるときは、その日の属する月から手当が支給となります。）

【申請に必要なもの】 申請書、手帳、印鑑、受給者名義の普通預金口座

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）



2. 特別障がい者手当

【対象者】 在宅の20歳以上であって、身体又は精神の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（障がい基礎年金1級程度の障がい
が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

※特別障がい者手当の該当基準（→資料編91ページ）

【対象とならない場合】

- ・一定以上の所得がある場合（毎年8月に所得の審査を行います。）
- ・施設に入所している場合
- ・継続して3か月以上入院している場合

【手当金額】 月額27,350円（令和2年4月現在）

【支給月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

申請日の属する月の翌月分から支給します。

【申請に必要なもの】 診断書（所定のもの）、手帳、所得状況届、年金証書等の写し

前年中の年金収入のわかるもの、印鑑、受給者名義の普通預金口座
個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

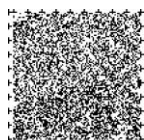
3. 障がい児福祉手当

【対象者】 在宅の20歳未満であって、概ね次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級・2級の一部の方
 - ② 療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ の方
 - ③ 常時介護を要する身体障がい者その他同程度の障がいを有する方
- ※障がい児福祉手当の該当基準（→資料編91ページ）

【対象とならない場合】

- ・一定以上の所得がある場合（毎年8月に所得の審査を行います。）
- ・施設に入所している場合
- ・障がいを理由とする公的年金を受給している場合



【手 当 月 額】 月額14,880円（令和2年4月現在）

【支 給 月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

申請日の属する月の翌月分から支給します。

【申請に必要なもの】手帳、診断書（所定のもの）、所得状況届、印鑑、受給者名義の普通預金口座、個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

4. 福祉手当（経過的措置）

【対 象 者】 昭和61年3月31日時点で国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の方のうち、特別障がい者手当、障がいを理由とする公的年金などいずれの支給も受けられない方に、引き続き手当を支給します。

ただし所得制限があります。

【手 当 月 額】 月額14,880円（令和2年4月現在）

【支 給 月】 2月・5月・8月・11月に3か月分をまとめて支払います。

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

5. 特別児童扶養手当

【対 象 者】 概ね次のいずれかに該当する、在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者

① 身体障害者手帳1～3級、4級の一部の方

② 療育手帳Ⓐ・A・Bの方

③ 身体又は精神の障がい重複する場合であって、上記①・②と同程度の障がいを有する状態にある方

※特別児童扶養手当の該当基準（→資料編90ページ）

【対象とならない場合】・一定以上の所得がある場合。（毎年8月に所得の審査を行います。）

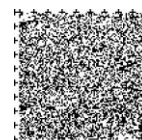
・障がいを理由とする公的年金を受給している場合

・施設に入所している場合

【手 当 月 額】 重度障がい児（1級）：月額52,500円（令和2年4月現在）

中度障がい児（2級）：月額34,970円（令和2年4月現在）

【支 給 月】 4月・8月・11月に4か月分まとめて支払います。



【申請に必要なもの】 手帳、診断書（所定のもの）、住民票（世帯全員のもの）、戸籍謄本（本人及び児童）、印鑑、保護者名義の普通預金口座、個人番号及び本人等の確認をするための書類

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

6. 児童扶養手当

【対 象 者】 父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子ども（18歳まで。定める障がいがある場合は20歳未満。）や、父または母に一定の障がいのある子どもの家庭。

【問 合 せ】 子ども支援課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

7. 難病患者入院見舞金

埼玉県指定難病医療給付又は指定特定医療給付の認定を受け、受給者証の交付を受けている方で、その疾病により入院された方に、入院見舞金を支給しています。

【対 象 者】 志木市に住所を有する方で、埼玉県の指定難病医療受給者証又は指定特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

但し、次の手当を受けている場合は受給できません。

障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当

重度心身障がい者手当、要介護高齢者手当

【手 当 額】 1回の入院につき30,000円、1年度内（4月から3月までの間）につき2回まで。

【申請に必要なもの】 申請書、県が交付している医療受給者証のコピー、難病患者入院申立現認書、振込先口座がわかるもの

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

